

議案第 22 号

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正により建築物エネルギー消費性能基準の適合義務が必要な建築物の範囲が拡大されたことに伴い、当該適合性判定に係る手数料を設定するとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）の一部改正により新たな適合性判定の方法が導入されることに伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例(令和 2 年羽曳野市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表中備考以外の部分を次のように改める。

項	区分	金額
	床面積の合計	
1	100 平方メートル以下のもの	38,000 円
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	50,000 円
3	200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のもの	72,000 円
4	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	97,000 円
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	130,000 円
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	307,000 円
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	524,000 円
8	50,000 平方メートルを超えるもの	814,000 円

第 2 条第 2 号の表備考 1 第 2 号中「面積。」を「面積」に改め、ただし書並びにア及びイを削り、同表備考 1 第 3 号中「面積。」を「面積」に改め、ただし書を削り、同表備考 1 第 4 号中「確認済証の交付」を「建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付(以下この条において「確認済証の交付」という。)」に改め、同表中備考 2 を削り、備考 3 を備考 2 とする。

第 2 条第 4 号の表中備考以外の部分を次のように改める。

項	区分	金額
	申出に係る昇降機の内容	

1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2 の項に規定する場合を除く。）	24,000 円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000 円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4 の項に規定する場合を除く。）	13,000 円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000 円

第 2 条第 4 号の表備考 3 を削る。

（羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例の一部改正）

第 2 条 羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例（令和 2 年羽曳野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表 1 の項中「含む。）」を「含む。）をいう。」に、「11,000 円」を「11,300 円」に、「19,000 円」を「19,400 円」に、「30,700 円」を「31,400 円」に、「91,600 円」を「93,300 円」に、「144,900 円」を「147,400 円」に、「182,900 円」を「186,100 円」に、「228,600 円」を「232,500 円」に、「319,900 円」を「325,300 円」に、「101,500 円」を「103,400 円」に、「128,600 円」を「130,800 円」に、「168,500 円」を「171,400 円」に、「271,200 円」を「275,800 円」に、「353,400 円」を「359,300 円」に、「424,200 円」を「431,300 円」に、「497,300 円」を「505,500 円」に、「643,400 円」を「654,000 円」に、「261,300 円」を「265,800 円」に、「326,800 円」を「332,300 円」に、「421,200 円」を「428,200 円」に、「600,000 円」を「609,900 円」に、「738,500 円」を「750,600 円」に、「872,400 円」を「886,700 円」に、「994,900 円」を「1,011,300 円」に、「1,240,000 円」を「1,260,300 円」に改め、同表 2 の項中「5,600 円」を「5,900 円」に、「22,400 円」を「22,900 円」に、「23,900 円」を「24,500 円」に、「

その他のもの	200 平方メートル未満のもの	41,400 円
	200 平方メートル以上のもの	46,000 円

」を

「

誘 導 基 準 併 用 法 に よるもの	200 平方メートル未満 のもの	32,200 円
	200 平方メートル以上 のもの	35,300 円
そ の 他 の もの	200 平方メートル未満 のもの	42,300 円
	200 平方メートル以上 のもの	46,900 円

」に改め、

同表 3 の項中「11,000 円」を「11,300 円」に、「23,200 円」を「23,700 円」に、「51,400 円」を「52,300 円」に、「91,800 円」を「93,300 円」に、「147,700 円」を「149,800 円」に、「223,500 円」を「226,300 円」に、「339,400 円」を「343,100 円」に、「39,900 円」を「40,700 円」に、「67,300 円」を「68,500 円」に、「119,900 円」を「121,900 円」に、「180,100 円」を「183,000 円」に、「328,800 円」を「333,800 円」に、「554,600 円」を「562,700 円」に、「971,100 円」を「985,000 円」に、

「

そ の 他 の もの	300 平方メートル未満 のもの	81,000 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	133,500 円
	2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	225,600 円
	5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル 未満のもの	322,400 円
	10,000 平方メートル以	632,400 円

	上 25,000 平方メートル 未満のもの	
	25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	1,116,900 円
	50,000 平方メートル以 上のもの	2,050,900 円

」を

「

誘 導 基 準 併 用 法 に よるもの	300 平方メートル未満 のもの	61,600 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	101,800 円
	2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	175,300 円
	5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル 未満のもの	254,900 円
	10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	487,700 円
	25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	848,100 円
	50,000 平方メートル以 上のもの	1,533,200 円
そ の 他 の	300 平方メートル未満	82,500 円

もの	もの	
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	135,800 円
	2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	229,400 円
	5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル 未満のもの	327,600 円
	10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	642,400 円
	25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	1,134,200 円
	50,000 平方メートル以 上のもの	2,082,300 円

」に改め、

同表備考 3 第 1 号中「第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改め、同表備考 3 第 2 号中「登録住宅性能評価機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、同表備考 3 第 3 号中「であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの」を削り、同表中備考 6 を備考 7 とし、備考 5 の次に次のように加える。

- 6 「誘導基準併用法」とは、省令第 10 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいう。

第 2 条第 2 号の表中備考以外の部分を次のように改める。

項	区分	金額
---	----	----

	床面積の合計	
1	100 平方メートル以下のもの	38,000 円
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	50,000 円
3	200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のもの	72,000 円
4	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	97,000 円
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	130,000 円
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	307,000 円
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	524,000 円
8	50,000 平方メートルを超えるもの	814,000 円

第 2 条第 2 号の表備考 1 第 2 号中「面積。」を「面積」に改め、ただし書並びにア及びイを削り、同表備考 1 第 3 号中「面積。」を「面積」に改め、ただし書を削り、同表備考 1 第 4 号中「確認済証の交付」を「建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付(以下この条において「確認済証の交付」という。)」に改め、同表備考 2 を削り、同表備考 3 中「備考 6」を「備考 7」に改め、同表中備考 3 を備考 2 とし、同条第 3 号の表備考 4 中「備考 6」を「備考 7」に改め、同条第 4 号の表中備考以外の部分を次のように改める。

項	区分	金額
	申出に係る昇降機の内容	
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(2 の項に規定する場合を除く。)	24,000 円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000 円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合(4 の項に規定する場合を除く。)	13,000 円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000 円

第 2 条第 4 号の表備考 3 を削る。

第 2 条第 5 号の表 1 の項中「6,100 円」を「6,400 円」に、「10,100 円」を「10,400 円」に、「16,000 円」を「16,400 円」に、「46,400 円」を「47,400 円」に、「73,100

円」を「74,400 円」に、「92,100 円」を「93,800 円」に、「114,900 円」を「117,000 円」に、「160,600 円」を「163,400 円」に、「51,400 円」を「52,400 円」に、「64,900 円」を「66,100 円」に、「84,900 円」を「86,400 円」に、「136,200 円」を「138,600 円」に、「177,300 円」を「180,400 円」に、「212,700 円」を「216,300 円」に、「249,200 円」を「253,500 円」に、「322,300 円」を「327,700 円」に、「131,300 円」を「133,600 円」に、「164,000 円」を「166,800 円」に、「211,200 円」を「214,800 円」に、「300,600 円」を「305,700 円」に、「369,800 円」を「376,000 円」に、「436,800 円」を「444,100 円」に、「498,100 円」を「506,300 円」に、「620,600 円」を「630,800 円」に改め、同表 2 の項中「3,400 円」を「3,700 円」に、「11,800 円」を「12,200 円」に、「12,600 円」を「12,900 円」に、

「

その他の もの	200 平方メートル未満 のもの	21,300 円
	200 平方メートル以上 のもの	23,600 円

」を

「

誘導基準 併用法に よるもの	200 平方メートル未満 のもの	16,800 円
	200 平方メートル以上 のもの	18,400 円
その他の もの	200 平方メートル未満 のもの	21,800 円
	200 平方メートル以上 のもの	24,200 円

」に改め、

同表 3 の項中「6,100 円」を「6,400 円」に、「12,200 円」を「12,600 円」に、「26,300 円」を「26,900 円」に、「46,600 円」を「47,400 円」に、「74,600 円」を「75,500 円」に、「112,900 円」を「113,900 円」に、「171,300 円」を「172,200 円」に、「20,600 円」を「21,100 円」に、「34,300 円」を「35,000 円」に、「60,600 円」を「61,700 円」

に、「90,800 円」を「92,200 円」に、「165,100 円」を「167,500 円」に、「278,400 円」を「282,100 円」に、「487,100 円」を「493,200 円」に、
「

そ の 他 の も の	300 平方メートル未満 の も の	41,100 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満の も の	67,400 円
	2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満の も の	113,500 円
	5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル 未満の も の	161,900 円
	10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満の も の	317,000 円
	25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満の も の	559,600 円
	50,000 平方メートル以 上の も の	1,027,100 円

」を

「

誘 導 基 準 併 用 法 に よ る も の	300 平方メートル未満 の も の	31,500 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満の も の	51,600 円

	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	88,300 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	128,200 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	244,500 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	424,800 円
	50,000 平方メートル以上のもの	767,300 円
その他のもの	300 平方メートル未満のもの	41,900 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	68,600 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	115,400 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	164,500 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	321,800 円
	25,000 平方メートル以上	567,800 円

	上 50,000 平方メートル 未満のもの	
	50,000 平方メートル以 上のもの	1,041,900 円

」に改め、

同表備考 2 中「備考 6」を「備考 7」に改め、同条第 6 号の表中備考以外の部分を次のように改める。

項	区分			金額
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更しに該当すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	11,300 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,400 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	31,400 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	93,300 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	147,400 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	186,100 円

		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	232,500 円
		50,000 平方メートル以上のもの	325,300 円
その他 のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	103,400 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	130,800 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	171,400 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	275,800 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	359,300 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	431,300 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	505,500 円
		50,000 平方メートル以上のもの	654,000 円
	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	265,800 円

				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未 満のもの	332,300 円
				1,000 平方メートル以 上 2,000 平方メートル 未満のもの	428,200 円
				2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	609,900 円
				5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メー トル未満のもの	750,600 円
				10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの	886,700 円
				25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの	1,011,300 円
				50,000 平方メートル 以上のもの	1,260,300 円
2	一戸建て の住宅	登録住宅性能評価 機関等が軽微な変 更に該当すると認 めたもの		5,900 円	
		その他 のもの	誘導仕様 基準によ るもの	200 平方メートル未満 のもの	22,900 円
				200 平方メートル以上 のもの	24,500 円
			誘導基準	200 平方メートル未満	32,200 円

			併用法に	のもの	
			よるもの	200 平方メートル以上 のもの	35,300 円
			その他の もの	200 平方メートル未満 のもの	42,300 円
				200 平方メートル以上 のもの	46,900 円
3	共同住宅 等	登録住宅性能評価 機関等が軽微な変 更に該当すると認 めたもの		300 平方メートル未満 のもの	11,300 円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	23,700 円
				2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	52,300 円
				5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メー トル未満のもの	93,300 円
				10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの	149,800 円
				25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの	226,300 円
				50,000 平方メートル 以上のもの	343,100 円
		その他 のもの	誘導仕様 基準によ るもの	300 平方メートル未満 のもの	40,700 円
				300 平方メートル以上	68,500 円

			2,000 平方メートル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	121,900 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	183,000 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	333,800 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	562,700 円
			50,000 平方メートル以上のもの	985,000 円
		誘導基準 併用法に よるもの	300 平方メートル未満のもの	61,600 円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	101,800 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	175,300 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	254,900 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	487,700 円

				トル未満のもの	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	848,100 円
				50,000 平方メートル以上のもの	1,533,200 円
			その他のもの	300 平方メートル未満のもの	82,500 円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	135,800 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	229,400 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	327,600 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	642,400 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,134,200 円
				50,000 平方メートル以上のもの	2,082,300 円
4	複合建築物				住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして

			書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計
--	--	--	--

第2条第6号の表備考中「備考3、備考4及び備考6」を「備考3から備考7まで」に改め、同条第7号の表中備考以外の部分を次のように改める。

項	区分			金額
	書面の	書面の交付を受	書面の交付を受けようとする	

	交付を受けようとする建築物	けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	る建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更該当すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	6,400 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,400 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,400 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	47,400 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	74,400 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	93,800 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	117,000 円
			50,000 平方メートル以上のもの	163,400 円
	その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	52,400 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	66,100 円
			1,000 平方メートル以上	86,400 円

			2,000 平方メートル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	138,600 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	180,400 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	216,300 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	253,500 円
			50,000 平方メートル以上のもの	327,700 円
		その他 のもの	300 平方メートル未満のもの	133,600 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	166,800 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	214,800 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	305,700 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	376,000 円
			10,000 平方メートル以上	444,100 円

				25,000 平方メートル未満のもの	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	506,300 円
				50,000 平方メートル以上のもの	630,800 円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更該当すると認めたもの			3,700 円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	12,200 円
				200 平方メートル以上のもの	12,900 円
			誘導基準併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	16,800 円
				200 平方メートル以上のもの	18,400 円
			その他のもの	200 平方メートル未満のもの	21,800 円
				200 平方メートル以上のもの	24,200 円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更該当すると認めたもの		300 平方メートル未満のもの	6,400 円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	12,600 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	26,900 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	47,400 円

その 他 の 物 品		もの	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の もの	75,500 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の もの	113,900 円
		50,000 平方メートル以上の もの	172,200 円
	誘導仕 様基準 による もの	300 平方メートル未満のもの	21,100 円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のも の	61,700 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の もの	92,200 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の もの	167,500 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の もの	282,100 円
		50,000 平方メートル以上の もの	493,200 円
	誘導基 準併用 法によ	300 平方メートル未満のもの	31,500 円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	51,600 円

			るもの	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	88,300 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	128,200 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	244,500 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	424,800 円
				50,000 平方メートル以上のもの	767,300 円
			その他のもの	300 平方メートル未満のもの	41,900 円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	68,600 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	115,400 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	164,500 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	321,800 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	567,800 円

			50,000 平方メートル以上の もの	1,041,900 円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の一戸建ての住宅又は 3 の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受

				けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
--	--	--	--	---

第 2 条第 7 号の表備考中「備考 3、備考 4 及び備考 6」を「備考 3 から備考 7 まで」に改める。

(羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る事務手数料条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る事務手数料条例(令和 2 年羽曳野市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 12 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に、「第 13 条第 2 項」を「第 12 条第 2 項」に、「第 12 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に、「第 13 条第 3 項」を「第 12 条第 3 項」に改め、同号の表中備考以外の部分を次のように改める。

項	区分				金額
	判定に係る建築物	判定等に係る建築物の用途	判定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物 (住宅 (人の居住の用に供す	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	22,100 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	31,000 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	43,800 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	110,300 円

る建築物（共用部分を含む。）をいう。以下この条において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。）		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	166,000 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	206,200 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	255,700 円
		50,000 平方メートル以上のもの	355,500 円
	その他 のもの	300 平方メートル未満のもの	26,800 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	36,100 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	50,000 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	118,000 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	174,500 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	215,500 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	266,500 円
		50,000 平方メートル以上のもの	368,600 円

その他 のもの	モデル 建物法 による もの	300 平方メートル未満のもの	101,000 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	128,500 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	169,100 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	273,500 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	357,000 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	428,900 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	503,200 円
		50,000 平方メートル以上のもの	651,600 円
	その他 のもの	300 平方メートル未満のもの	263,400 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	329,900 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	425,800 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	607,600 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	748,300 円
		10,000 平方メートル以上	884,400 円

				25,000 平方メートル未満のもの	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,008,900 円
				50,000 平方メートル以上のもの	1,257,900 円
2	一戸建ての住宅		仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	20,600 円
				200 平方メートル以上のもの	22,100 円
			併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	29,900 円
				200 平方メートル以上のもの	33,000 円
			その他のもの	200 平方メートル未満のもの	39,900 円
				200 平方メートル以上のもの	44,600 円
3	共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条にお		仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	38,400 円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	66,200 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	119,600 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	180,700 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	331,500 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	560,400 円

いて同じ。)		50,000 平方メートル以上のもの	982,600 円
	併用法によるもの	300 平方メートル未満のもの	59,300 円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	99,500 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	173,000 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	252,600 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	485,400 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	845,800 円
		50,000 平方メートル以上のもの	1,530,900 円
	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	80,200 円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	133,500 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	227,100 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	325,300 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	640,100 円

				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のも の	1,131,900 円
				50,000 平方メートル以上のも の	2,080,000 円
4	複合建築物 (住宅 以外の 用途に 供する 部分及 び住宅 の用途 に供す る部分 から成 る建築 物をい う。以 下この 条にお いて同 じ。)				住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして判定等に係る建築物の用途の欄、判定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の一戸建ての住宅又は 3 の項の共同住宅等とみなして判定等に係る建築物の用途の欄、

				判定等に係る 建築物の評価 方法の欄及び 床面積の合計 の欄に掲げる 区分に応じそ れぞれ右欄に 定める金額を 加算した額
--	--	--	--	---

第 2 条第 1 号の表備考 2 中「(増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となるものに限る。)又は改築(以下この項において「増築等」という。))の判定等にあつては、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この条において「省令」という。))第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量(以下「設計一次エネルギー消費量」という。))及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第 3 号の表において同じ。))」を削り、同表中備考 5 を備考 8 とし、備考 4 を備考 5 とし、備考 5 の次に次のように加える。

6 「仕様基準」とは、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認することをいう。

7 「併用法」とは、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することという。

第 2 条第 1 号の表中備考 3 を備考 4 とし、備考 2 の次に次のように加える。

3 「共有部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この条において「省令」という。))第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。

第 2 条第 2 号中「第 37 条」を「第 32 条」に、「第 34 条第 3 項」を「第 29 条第 3

項」に、「第 15 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改め、同号の表中

「

1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円
-------------------	----------

」を

「

300 平方メートル未満のもの	11,300 円
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,400 円

」に、

「30,700 円」を「31,400 円」に、「91,600 円」を「93,300 円」に、「144,900 円」を「147,400 円」に、「182,900 円」を「186,100 円」に、「228,600 円」を「232,500 円」に、「319,900 円」を「325,300 円」に、「6,100 円」を「6,400 円」に、「10,100 円」を「10,400 円」に、「16,000 円」を「16,400 円」に、「46,400 円」を「47,400 円」に、「73,100 円」を「74,400 円」に、「92,100 円」を「93,800 円」に、「114,900 円」を「117,000 円」に、「160,600 円」を「163,400 円」に改め、同号の表備考 2 中「備考 5」を「備考 8」に改め、同条第 3 号中「第 11 条」を「第 13 条」に改め、同号の表中備考以外の部分を次のように改める。

項	区分				金額
	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	工場等のもののもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	11,800 円

るもの	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満 のもの	16,200 円
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	22,600 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	55,900 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	83,700 円
	10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	103,800 円
	25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	128,600 円
	50,000 平方メートル以 上のもの	178,400 円
その他の もの	300 平方メートル未満の もの	14,100 円
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満 のもの	18,700 円
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	25,700 円
	2,000 平方メートル以上	59,700 円

		5,000 平方メートル未満のもの	
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	88,000 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	108,500 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	134,000 円
		50,000 平方メートル以上のもの	185,000 円
その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	51,200 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	64,900 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	85,300 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	137,500 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	179,200 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル	215,200 円

				未満のもの	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	252,300 円
				50,000 平方メートル以上のもの	326,500 円
			その他のもの	300 平方メートル未満のもの	132,400 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	165,700 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	213,600 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	304,500 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	374,900 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	442,900 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	505,200 円
				50,000 平方メートル以上のもの	629,700 円
2	一戸建て		仕様基準	200 平方メートル未満の	11,000 円

	の住宅		によるもの	もの	
				200 平方メートル以上のもの	11,800 円
			併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	15,700 円
				200 平方メートル以上のもの	17,200 円
			その他のもの	200 平方メートル未満のもの	20,700 円
				200 平方メートル以上のもの	23,000 円
3	共同住宅等		仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	19,900 円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	33,800 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	60,500 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	91,100 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	166,400 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	280,900 円
				50,000 平方メートル以	492,000 円

	上のもの	
併用法によるもの	300 平方メートル未満のもの	30,400 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	50,500 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	87,200 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	127,000 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	243,300 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	423,600 円
	50,000 平方メートル以上のもの	766,200 円
その他のもの	300 平方メートル未満のもの	40,800 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	67,500 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	114,300 円
	5,000 平方メートル以上	163,400 円

				10,000 平方メートル未満のもの	
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	320,700 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	566,600 円
				50,000 平方メートル以上のもの	1,040,700 円
4	複合建築物				住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途の欄、変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の欄及び変更の判定に係る建築物の

				部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の一戸建ての住宅又は 3 の項の共同住宅等とみなして変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途の欄、変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法及び変更の判定に係る建築
--	--	--	--	--

				物の部分又は 書面の交付を 受けようとする建築物の床 面積の合計の 欄に掲げる区 分に応じそれ ぞれ右欄に定 める金額を加 算した額
--	--	--	--	--

第 2 条第 3 号の表備考中「備考 3 から備考 5 まで」を「備考 4 から備考 8 まで」に改め、同条第 4 号中「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「第 34 条第 3 項各号」を「第 29 条第 3 項各号」に、「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に、「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に、「第 35 条第 1 項各号」を「第 30 条第 1 項各号」に改め、同号の表 1 の項中「(住宅(人の居住の用のみに供する建築物(共用部分を含む。))以下この条において同じ。))以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。))」を削り、「11,000 円」を「11,300 円」に、「19,000 円」を「19,400 円」に、「30,700 円」を「31,400 円」に、「91,600 円」を「93,300 円」に、「144,900 円」を「147,400 円」に、「182,900 円」を「186,100 円」に、「228,600 円」を「232,500 円」に、「319,900 円」を「325,300 円」に、「99,200 円」を「101,000 円」に、「126,300 円」を「128,500 円」に、「166,200 円」を「169,100 円」に、「269,000 円」を「273,500 円」に、「351,100 円」を「357,000 円」に、「421,900 円」を「428,900 円」に、「495,000 円」を「503,200 円」に、「641,100 円」を「651,600 円」に、「259,000 円」を「263,400 円」に、「324,500 円」を「329,900 円」に、「418,900 円」を「425,800 円」に、「597,700 円」を「607,600 円」に、「736,200 円」を「748,300 円」に、「870,100 円」を「884,400 円」に、「992,600 円」を「1,008,900 円」に、「1,237,700 円」を「1,257,900 円」に改め、同表 2 の項中「5,600 円」を「5,900 円」に、「20,100 円」を「20,600 円」に、「21,600 円」を「22,100 円」に、

「

その他の もの	200 平方メートル未満 のもの	39,100 円
	200 平方メートル以上 のもの	43,700 円

」を

「

誘導基準 併用法に よるもの	200 平方メートル未満 のもの	29,900 円
	200 平方メートル以上 のもの	33,000 円
その他の もの	200 平方メートル未満 のもの	39,900 円
	200 平方メートル以上 のもの	44,600 円

」に改め、

同表 3 の項中「11,000 円」を「11,300 円」に、「23,200 円」を「23,700 円」に、「51,400 円」を「52,300 円」に、「91,800 円」を「93,300 円」に、「147,700 円」を「149,800 円」に、「223,500 円」を「226,300 円」に、「339,400 円」を「343,100 円」に、「37,600 円」を「38,400 円」に、「65,000 円」を「66,200 円」に、「117,600 円」を「119,600 円」に、「177,800 円」を「180,700 円」に、「326,500 円」を「331,500 円」に、「552,300 円」を「560,400 円」に、「968,800 円」を「982,600 円」に、

「

その他の もの	300 平方メートル未満 のもの	78,700 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	131,200 円
	2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル	223,400 円

	未満のもの	
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	320,100 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	630,100 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,114,700 円
	50,000 平方メートル以上のもの	2,048,600 円

」を

「

誘導基準 併用法に よるもの	300 平方メートル未満 のもの	59,300 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	99,500 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	173,000 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	252,600 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	485,400 円
	25,000 平方メートル以	845,800 円

	上 50,000 平方メートル 未満のもの	
	50,000 平方メートル以 上のもの	1,530,900 円
そ の 他 の もの	300 平方メートル未満 のもの	80,200 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	133,500 円
	2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	227,100 円
	5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル 未満のもの	325,300 円
	10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	640,100 円
	25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	1,131,900 円
	50,000 平方メートル以 上のもの	2,080,000 円

」に改め、

同表 4 の項中「(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同表備考 1 中「(共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の誘導設計一次エネルギー消費量(省令第 10 条第 1 号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。))に共用部分(省令第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。以下同じ。))の誘導設計一次エネルギー消費量を含まない場合又は省令第 10 条第

2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認する場合(以下この号及び第9号において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。))については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積(以下「住宅共用部分の床面積」という。)を除いた床面積)」を削り、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、「(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)」を削り、同表備考2第2号中「登録住宅性能評価機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、同表備考2第3号中「であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの」を削り、同表備考5中「備考5」を「備考8」とし、同表中備考5を備考6とし、備考4の次に次のように加える。

5 「誘導基準併用法」とは、省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することという。

第2条第5号ア及びイ以外の部分及び同号ア中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号イ中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条第6号ア及びイ以外の部分中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号ア(ア)中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号ア(ア)の表中備考以外の部分を次のように改める。

項	区分	金額
	床面積の合計	
1	100平方メートル以下のもの	38,000円
2	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	50,000円
3	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	72,000円
4	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	97,000円

5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	130,000 円
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	307,000 円
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	524,000 円
8	50,000 平方メートルを超えるもの	814,000 円

第 2 条第 6 号ア(ア)の表備考 1 第 2 号中「面積。」を「面積」に改め、ただし書並びにア及びイを削り、同表備考 1 第 3 号中「面積。」を「面積」に改め、ただし書を削り、同表備考 1 第 4 号中「確認済証の交付」を「建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付(以下この条において「確認済証の交付」という。)」に改め、同表備考 2 を削り、同表備考 3 中「備考 5」を「備考 8」に改め、同表中備考 3 を備考 2 とし、同号ア(イ)中「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に、「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、同条第 7 号ア及びイ以外の部分中「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に、「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に改め、同号ア(ア)中「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に、「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に改め、同号ア(ア)の表備考 4 中「備考 5」を備考 8」に改め、同号ア(イ)並びに第 8 号ア及びイ以外の部分中「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に、「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に改め、同号ア(ア)中「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に、「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に改め、同号ア(ア)の表中備考以外の部分を次のように改める。

項	区分	金額
	申出に係る昇降機の内容	
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(2 の項に規定する場合を除く。)	24,000 円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000 円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合(4 の項に規定する場合を除く。)	13,000 円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000 円

第 2 条第 8 号ア(ア)の表備考 3 を削り、同号ア(イ)中「第 36 条第 2 項」を「第 31

条第 2 項」に、「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、同条第 9 号中「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、同号の表 1 の項中「6,100 円」を「6,400 円」に、「10,100 円」を「10,400 円」に、「16,000 円」を「16,400 円」に、「46,400 円」を「47,400 円」に、「73,100 円」を「74,400 円」に、「92,100 円」を「93,800 円」に、「114,900 円」を「117,000 円」に、「160,600 円」を「163,400 円」に、「50,200 円」を「51,200 円」に、「63,700 円」を「64,900 円」に、「83,700 円」を「85,300 円」に、「135,100 円」を「137,500 円」に、「176,200 円」を「179,200 円」に、「211,600 円」を「215,200 円」に、「248,100 円」を「252,300 円」に、「321,100 円」を「326,500 円」に、「130,100 円」を「132,400 円」に、「162,900 円」を「165,700 円」に、「210,000 円」を「213,600 円」に、「299,500 円」を「304,500 円」に、「368,700 円」を「374,900 円」に、「435,700 円」を「442,900 円」に、「496,900 円」を「505,200 円」に、「619,500 円」を「629,700 円」に改め、同表 2 の項中「3,400 円」を「3,700 円」に、「10,700 円」を「11,000 円」に、「11,400 円」を「11,800 円」に、

「

その他の もの	200 平方メートル未満 のもの	20,200 円
	200 平方メートル以上 のもの	22,500 円

」を

「

誘導基準 併用法に よるもの	200 平方メートル未満 のもの	15,700 円
	200 平方メートル以上 のもの	17,200 円
その他の もの	200 平方メートル未満 のもの	20,700 円
	200 平方メートル以上 のもの	23,000 円

」に改め、

同表 3 の項中「6,100 円」を「6,400 円」に、「12,200 円」を「12,600 円」に、「26,300

円」を「26,900 円」に、「46,600 円」を「47,400 円」に、「74,600 円」を「75,500 円」に、「112,900 円」を「113,900 円」に、「171,300 円」を「172,200 円」に、「19,400 円」を「19,900 円」に、「33,100 円」を「33,800 円」に、「59,400 円」を「60,500 円」に、「89,600 円」を「91,100 円」に、「164,000 円」を「166,400 円」に、「277,300 円」を「280,900 円」に、「486,000 円」を「492,000 円」に、

「

その他のもの	300 平方メートル未満のもの	40,000 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	66,200 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	112,300 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	160,800 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	315,800 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	558,400 円
	50,000 平方メートル以上のもの	1,025,900 円

」を

「

誘導基準 併用法に	300 平方メートル未満のもの	30,400 円
--------------	-----------------	----------

よるもの	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	50,500 円
	2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	87,200 円
	5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル 未満のもの	127,000 円
	10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	243,300 円
	25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	423,600 円
	50,000 平方メートル以 上のもの	766,200 円
そ の 他 の もの	300 平方メートル未満 のもの	40,800 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	67,500 円
	2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	114,300 円
	5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル 未満のもの	163,400 円
	10,000 平方メートル以	320,700 円

	上 25,000 平方メートル 未満のもの	
	25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	566,600 円
	50,000 平方メートル以 上のもの	1,040,700 円

」に改め、

同表備考 1 中「(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)」を削り、同表備考 2 中「備考 5」を「備考 8」に、「備考 4」を「備考 5」に改め、同条第 10 号中「第 29 条」を「第 28 条」に、「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、同号の表中備考以外の部分を次のように改める。

項	区分			金額
	書面の 交付を 受けよ うとす る建築 物	書面の交付を 受けようとする 建築物エネ ルギー消費性 能向上計画の 評価方法	書面の交付を受けようとする建 築物の床面積の合計	
1	非住宅 建築物	登録住宅性能 評価機関等が 軽微な変更 に該当すると認 めたもの	300 平方メートル未満のもの	11,300 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方 メートル未満のもの	19,400 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平 方メートル未満のもの	31,400 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの	93,300 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	147,400 円

			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	186,100 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	232,500 円
			50,000 平方メートル以上のもの	325,300 円
	そ の 他 の もの	モデル 建築法 による もの	300 平方メートル未満のもの	101,000 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	128,500 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	169,100 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	273,500 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	357,000 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	428,900 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	503,200 円
			50,000 平方メートル以上のもの	651,600 円
	そ の 他 のもの		300 平方メートル未満のもの	263,400 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	329,900 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	425,800 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	607,600 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	748,300 円
			10,000 平方メートル以上 25,000	884,400 円

				平方メートル未満のもの	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,008,900 円
				50,000 平方メートル以上のもの	1,257,900 円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの			5,900 円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	20,600 円
				200 平方メートル以上のもの	22,100 円
			誘導基準併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	29,900 円
				200 平方メートル以上のもの	33,000 円
			その他のもの	200 平方メートル未満のもの	39,900 円
				200 平方メートル以上のもの	44,600 円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの		300 平方メートル未満のもの	11,300 円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	23,700 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	52,300 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	93,300 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	149,800 円
				25,000 平方メートル以上 50,000	226,300 円

そ の 他 の も の		平方メートル未満のもの	
		50,000 平方メートル以上のもの	343,100 円
	誘導仕 様基準 による もの	300 平方メートル未満のもの	38,400 円
		300 平方メートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	66,200 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの	119,600 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	180,700 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	331,500 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	560,400 円
		50,000 平方メートル以上のもの	982,600 円
	誘導基 準併用 法によ るもの	300 平方メートル未満のもの	59,300 円
		300 平方メートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	99,500 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの	173,000 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	252,600 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	485,400 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	845,800 円
		50,000 平方メートル以上のもの	1,530,900 円
	その他 のもの	300 平方メートル未満のもの	80,200 円
		300 平方メートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	133,500 円

			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	227,100 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	325,300 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	640,100 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,131,900 円
			50,000 平方メートル以上のもの	2,080,000 円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用

				途に供する部分 を 2 の項の 一戸建ての住 宅又は 3 の項 の共同住宅等 とみなして書 面の交付を受 けようとする 建築物エネル ギー消費性能 向上計画の評 価方法の欄及 び書面の交付 を受けようと する建築物の 床面積の合計 の欄に掲げる 区分に応じそ れぞれ右欄に 定める金額を 加算した額
--	--	--	--	---

第 2 条第 10 号の表備考中「備考 5」を「備考 8」に、「備考 2 及び備考 3」を「備考 2 から備考 5 まで」に改め、同条第 11 号中「第 29 条」を「第 28 条」に改め、同号の表中備考以外の部分を次のように改める。

項	区分			金額
	書面の 交付を 受けよ うとす	書面の交付を 受けようとす る建築物エネ ルギー消費性	書面の交付を受けようとする建 築物の床面積の合計	

	る 建 築 物	能 向 上 計 画 の 評 価 方 法		
1	非 住 宅 建 築 物	登 録 住 宅 性 能 評 価 機 関 等 が 軽 微 な 変 更 に 該 当 す る と 認 め た も の	300 平方メートル未満のもの	6,400 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方 メートル未満のもの	10,400 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平 方メートル未満のもの	16,400 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの	47,400 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	74,400 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	93,800 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	117,000 円
			50,000 平方メートル以上のもの	163,400 円
	そ の 他 の も の	モ デ ル 建 築 法 に よ る も の	300 平方メートル未満のもの	51,200 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方 メートル未満のもの	64,900 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平 方メートル未満のもの	85,300 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの	137,500 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	179,200 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	215,200 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	252,300 円

				50,000 平方メートル以上のもの	326,500 円
			その他 のもの	300 平方メートル未満のもの	132,400 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	165,700 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	213,600 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	304,500 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	374,900 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	442,900 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	505,200 円
				50,000 平方メートル以上のもの	629,700 円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	3,700 円		
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	11,000 円
				200 平方メートル以上のもの	11,800 円
			誘導基準併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	15,700 円
				200 平方メートル以上のもの	17,200 円
			その他	200 平方メートル未満のもの	20,700 円

			のもの	200 平方メートル以上のもの	23,000 円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの		300 平方メートル未満のもの	6,400 円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	12,600 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	26,900 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	47,400 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	75,500 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	113,900 円
				50,000 平方メートル以上のもの	172,200 円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	19,900 円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	33,800 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	60,500 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	91,100 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	166,400 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	280,900 円
				50,000 平方メートル以上のもの	492,000 円
			誘導基準併用法によるもの	300 平方メートル未満のもの	30,400 円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	50,500 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	87,200 円

				方メートル未満のもの	
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	127,000 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	243,300 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	423,600 円
				50,000 平方メートル以上のもの	766,200 円
			その他のもの	300 平方メートル未満のもの	40,800 円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	67,500 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	114,300 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	163,400 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	320,700 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	566,600 円
				50,000 平方メートル以上のもの	1,040,700 円
4	複合建築物				住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能

				向上計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右
--	--	--	--	--

				欄に定める金額を加算した額
--	--	--	--	---------------

第 2 条第 11 号の表備考中「備考 5」を「備考 8」に、「備考 2 及び備考 3」を「備考 2 から備考 5 まで」に改め、同条第 12 号を削り、同条第 13 号中「第 35 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に、「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に、「又は法第 41 条第 2 項」を削り、同号を同条第 12 号とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新			旧		
第1条関係			第1条関係		
羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例			羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例		
(手数料の金額等)			(手数料の金額等)		
第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。			第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
(1) 省略			(1) 省略		
(2) 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者 前号の金額(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出については、第5号の金額)のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額			(2) 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者 前号の金額(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出については、第5号の金額)のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額		
項	区分	金額	項	区分	金額
	床面積の合計			床面積の合計	
1	100平方メートル以下のもの	38,000円	1	100平方メートル以下のもの	31,000円
2	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	50,000円		磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下この条において「磁気ディスク等」という。)	
3	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	72,000円		書類又は図書のみ	33,000円
4	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	97,000円	2	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	42,000円
5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	130,000円		書類又は図書のみ	44,000円
6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	307,000円	3	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	58,000円
7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	524,000円		書類又は図書のみ	60,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円			

(3) 大規模の修繕(建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。以下この号において同じ。)又は大規模の模様替(同法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。以下この号において同じ。)をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「大規模の修繕等」という。)に係る部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積に、当該大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積 (4) <u>建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付(以下この条において「確認済証の交付」という。)</u>があった建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合 当該計画を変更する部分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)別表附表 1 の備考 1 第 4 号の別に規則で定めるところにより算定したものに限る。)の合計に 0.5 を乗じて得た面積 2 省略 (3) 省略 (4) 法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の	<u>交付」という。)</u>があった場合 <u>イ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。)のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積の合計が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計の 20 分の 1 以下であり、かつ、50 平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合(アに掲げる場合を除く。)</u> (3) 大規模の修繕(建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。以下この号において同じ。)又は大規模の模様替(同法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。以下この号において同じ。)をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「大規模の修繕等」という。)に係る部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積に、当該大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成 12 年 6 月 1 日以後に確認済証の交付があった場合は、当該大規模の修繕等に係る部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積とする。 (4) <u>確認済証の交付</u>があった建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合 当該計画を変更する部分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)別表附表 1 の備考 1 第 4 号の別に規則で定めるところにより算定したものに限る。)の合計に 0.5 を乗じて得た面積 2 「<u>確認の申請書</u>」とは、建築基準法第 6 条第 1 項の確認の申請書をいう。 3 省略 (3) 省略 (4) 法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の
--	---

規定による申出(建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 第 1 号(法第 8 条第 2 項において準用する法第 6 条第 2 項の規定による申出については、第 5 号)、第 2 号及び前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	申出に係る昇降機の内容	
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(2 の項に規定する場合を除く。)	24,000 円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000 円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合(4 の項に規定する場合を除く。)	13,000 円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000 円

備考

1・2 省略

(5)～(9) 省略

以下省略

第 2 条関係

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例

規定による申出(建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 第 1 号(法第 8 条第 2 項において準用する法第 6 条第 2 項の規定による申出については、第 5 号)、第 2 号及び前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	申出に係る昇降機の内容 確認の申請書	
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(2 の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等 19,000 円 書類又は図書の 21,000 円 み
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク等 11,000 円 書類又は図書の 13,000 円 み
3	小荷物専用昇降機を設置する場合(4 の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等 9,000 円 書類又は図書の 11,000 円 み
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等 7,000 円 書類又は図書の 9,000 円 み

備考

1・2 省略

3 第 2 号の表の備考 2 の規定は、この表についても適用する。

(5)～(9) 省略

以下省略

第 2 条関係

羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務手数料条例

(手数料の金額等)

第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。))が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは法第55条第1項の変更の認定(以下この条において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))をいう。以下この条において同	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	<u>11,300円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>19,400円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>31,400円</u>

(手数料の金額等)

第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。))が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは法第55条第1項の変更の認定(以下この条において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))以下この条において同じ。)以外の用途の	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	<u>11,000円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>19,000円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>30,700円</u>

		じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。)		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>93,300 円</u>			みに供する建築物をいう。以下この条において同じ。)		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>91,600 円</u>
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>147,400 円</u>					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>144,900 円</u>
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>186,100 円</u>					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>182,900 円</u>
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>232,500 円</u>					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>228,600 円</u>
				50,000 平方メートル以上のもの	<u>325,300 円</u>					50,000 平方メートル以上のもの	<u>319,900 円</u>
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	<u>103,400 円</u>			その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	<u>101,500 円</u>
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>130,800 円</u>					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>128,600 円</u>
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>171,400 円</u>					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>168,500 円</u>
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未	<u>275,800 円</u>					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未	<u>271,200 円</u>

					満のもの							満のもの		
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>359,300 円</u>						5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>353,400 円</u>	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>431,300 円</u>						10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>424,200 円</u>	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>505,500 円</u>						25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>497,300 円</u>	
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>654,000 円</u>						50,000 平方メートル以上のもの	<u>643,400 円</u>	
				そ の 他 の 物	300 平方メートル未満のもの	<u>265,800 円</u>						そ の 他 の 物	300 平方メートル未満のもの	<u>261,300 円</u>
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>332,300 円</u>							300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>326,800 円</u>
					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>428,200 円</u>							1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>421,200 円</u>
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>609,900 円</u>							2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>600,000 円</u>
					5,000 平方メートル以上 10,000	<u>750,600 円</u>							5,000 平方メートル以上 10,000	<u>738,500 円</u>

					平方メートル未満のもの					平方メートル未満のもの	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>886,700 円</u>				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>872,400 円</u>
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>1,011,300 円</u>				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>994,900 円</u>
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>1,260,300 円</u>				50,000 平方メートル以上のもの	<u>1,240,000 円</u>
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	<u>5,900 円</u>				2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	<u>5,600 円</u>	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>22,900 円</u>			誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>22,400 円</u>	
				200 平方メートル以上のもの	<u>24,500 円</u>				200 平方メートル以上のもの	<u>23,900 円</u>	
			誘導基準併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>32,200 円</u>		その他のもの	200 平方メートル未満のもの	<u>41,400 円</u>		
				200 平方メートル以上のもの	<u>35,300 円</u>						
			その他のもの	200 平方メートル未満のもの	<u>42,300 円</u>			200 平方メートル以上のもの	<u>46,000 円</u>		
				200 平方メートル以上のもの	<u>46,900 円</u>						
3	共同住宅等（共同住宅、長屋そ	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認	300 平方メートル未満のもの	<u>11,300 円</u>		3	共同住宅等（共同住宅、長屋その他	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合す	300 平方メートル未満のもの	<u>11,000 円</u>	
			300 平方メートル	<u>23,700 円</u>					300 平方メートル	<u>23,200 円</u>	

		の他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）	めたもの	ル以上 2,000 平方メートル未満のもの				の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）	ると認めたもの	ル以上 2,000 平方メートル未満のもの	
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>52,300 円</u>					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>51,400 円</u>
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>93,300 円</u>					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>91,800 円</u>
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>149,800 円</u>					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>147,700 円</u>
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>226,300 円</u>					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>223,500 円</u>
				50,000 平方メートル以上のもの	<u>343,100 円</u>					50,000 平方メートル以上のもの	<u>339,400 円</u>
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	<u>40,700 円</u>			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	<u>39,900 円</u>
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>68,500 円</u>					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>67,300 円</u>
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>121,900 円</u>					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>119,900 円</u>

					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>183,000 円</u>						5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>180,100 円</u>
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>333,800 円</u>						10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>328,800 円</u>
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>562,700 円</u>						25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>554,600 円</u>
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>985,000 円</u>						50,000 平方メートル以上のもの	<u>971,100 円</u>
				<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>61,600 円</u>				<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>81,000 円</u>	
					<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>101,800 円</u>						<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>133,500 円</u>
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>175,300 円</u>							
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>254,900 円</u>						<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>225,600 円</u>
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未</u>	<u>487,700 円</u>							

[illegible]

4 省略

備考

1・2 省略

3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この号において同じ。)

(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)

(3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

4・5 省略

6 「誘導基準併用法」とは、省令第 10 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいう。

7 省略

(2) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者 前号の金額(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第5号の金額)のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	床面積の合計	

4 省略

備考

1・2 省略

3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この号において同じ。)

(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この号において同じ。)

(3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

4・5 省略

6 省略

(2) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者 前号の金額(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第5号の金額)のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	床面積の合計	確認の申請書

	<u>1</u>	<u>100 平方メートル以下のもの</u>	<u>38,000 円</u>		<u>1</u>	<u>100 平方メートル以下のもの</u>	<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下この条において「磁気ディスク等」という。)</u>	<u>31,000 円</u>
	<u>2</u>	<u>100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの</u>	<u>50,000 円</u>					
	<u>3</u>	<u>200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のもの</u>	<u>72,000 円</u>					
	<u>4</u>	<u>300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの</u>	<u>97,000 円</u>					
	<u>5</u>	<u>1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの</u>	<u>130,000 円</u>					
	<u>6</u>	<u>2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの</u>	<u>307,000 円</u>					
	<u>7</u>	<u>10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの</u>	<u>524,000 円</u>					
	<u>8</u>	<u>50,000 平方メートルを超えるもの</u>	<u>814,000 円</u>					
備考 1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 86 条の 8 第 1 項の規定による認定(同条第 3 項の認定を含む。))に係る建築物(同法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下この号及び				備考 1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 86 条の 8 第 1 項の規定による認定(同条第 3 項の認定を含む。))に係る建築物(同法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下この号及び				

次号において同じ。)にあっては、当該各号に定める面積に 0.5 を乗じて得た面積)をいう。

(1) 省略

(2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積

(3) 大規模の修繕(建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。以下この号において同じ。)又は大規模の模様替(同法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。以下この号において同じ。)をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「大規模の修繕等」という。)に係る部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積に、当該大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積

(4) 建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付(以下この条において「確認済

次号において同じ。)にあっては、当該各号に定める面積に 0.5 を乗じて得た面積)をいう。

(1) 省略

(2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積の合計とする。

ア 既存の建築物について、平成 12 年 6 月 1 日以後に、建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付(以下この条において「確認済証の交付」という。)があった場合

イ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。)のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積の合計が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計の 20 分の 1 以下であり、かつ、50 平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合(アに掲げる場合を除く。)

(3) 大規模の修繕(建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。以下この号において同じ。)又は大規模の模様替(同法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。以下この号において同じ。)をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「大規模の修繕等」という。)に係る部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積に、当該大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成 12 年 6 月 1 日以後に確認済証の交付があった場合は、当該大規模の修繕等に係る部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積とする。

(4) 確認済証の交付があった建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合 当該計画を変更する部

証の交付」という。)があった建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合 当該計画を変更する部分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)別表附表 1 の備考 1 第 4 号の別に規則で定めるところにより算定したものに限る。)の合計に 0.5 を乗じて得た面積

2 前号の表の備考 7 の規定は、この表についても適用する。

(3) 省略

省略

備考

1～3 省略

4 第 1 号の表の備考 7 の規定は、この表についても適用する。

(4) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 第1号(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第5号)、第2号及び前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	申出に係る昇降機の内容	
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(2 の項に規定する場合を除く。)	24,000 円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000 円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合(4 の項に規定する場合を除く。)	13,000 円

分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)別表附表 1 の備考 1 第 4 号の別に規則で定めるところにより算定したものに限る。)の合計に 0.5 を乗じて得た面積

2 「確認の申請書」とは、建築基準法第 6 条第 1 項の確認の申請書をいう。

3 前号の表の備考 6 の規定は、この表についても適用する。

(3) 省略

省略

備考

1～3 省略

4 第 1 号の表の備考 6 の規定は、この表についても適用する。

(4) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 第1号(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))については、第5号)、第2号及び前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	申出に係る昇降機の内容	確認の申請書	
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(2 の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等	19,000 円
		書類又は図書のみ	21,000 円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	11,000 円
		書類又は図書のみ	13,000 円

4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000 円
---	--	----------

備考

1・2 省略

- (5) 法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>6,400 円</u>
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>10,400 円</u>
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>16,400 円</u>

3	小荷物専用昇降機を設置する場合(4 の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等 書類又は図書のみ	<u>9,000 円</u> <u>11,000 円</u>
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等 書類又は図書のみ	<u>7,000 円</u> <u>9,000 円</u>

備考

1・2 省略

3 第 2 号の表の備考 2 の規定は、この表についても適用する。

- (5) 法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>6,100 円</u>
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>10,100 円</u>
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>16,000 円</u>

					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>47,400 円</u>						2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>46,400 円</u>
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>74,400 円</u>						5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>73,100 円</u>
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>93,800 円</u>						10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>92,100 円</u>
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>117,000 円</u>						25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>114,900 円</u>
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>163,400 円</u>						50,000 平方メートル以上のもの	<u>160,600 円</u>
			その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	<u>52,400 円</u>						300 平方メートル未満のもの	<u>51,400 円</u>
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>66,100 円</u>						300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>64,900 円</u>
					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>86,400 円</u>						1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>84,900 円</u>
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>138,600 円</u>						2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>136,200 円</u>

					のもの						のもの		
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>180,400 円</u>					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>177,300 円</u>	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>216,300 円</u>					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>212,700 円</u>	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>253,500 円</u>					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>249,200 円</u>	
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>327,700 円</u>					50,000 平方メートル以上のもの	<u>322,300 円</u>	
				その他のもの	300 平方メートル未満のもの	<u>133,600 円</u>					その他のもの	300 平方メートル未満のもの	<u>131,300 円</u>
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>166,800 円</u>						300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>164,000 円</u>
					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>214,800 円</u>						1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>211,200 円</u>
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>305,700 円</u>						2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>300,600 円</u>
					5,000 平方メートル以上 10,000 平	<u>376,000 円</u>						5,000 平方メートル以上 10,000 平	<u>369,800 円</u>

					方メートル未満のもの					方メートル未満のもの	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>444,100 円</u>				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>436,800 円</u>
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>506,300 円</u>				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>498,100 円</u>
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>630,800 円</u>				50,000 平方メートル以上のもの	<u>620,600 円</u>
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		3,700 円			2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	3,400 円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>12,200 円</u>			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>11,800 円</u>
				200 平方メートル以上のもの	<u>12,900 円</u>					200 平方メートル以上のもの	<u>12,600 円</u>
			<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>16,800 円</u>			<u>その他のもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>21,300 円</u>	
				<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>18,400 円</u>						
			<u>その他のもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>21,800 円</u>				<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>23,600 円</u>	
				<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>24,200 円</u>						
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>6,400 円</u>			3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>6,100 円</u>
			300 平方メートル	12,600 円						300 平方メートル	<u>12,200 円</u>

			の	以上 2,000 平方メートル未満のもの					の	以上 2,000 平方メートル未満のもの			
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>26,900 円</u>					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>26,300 円</u>		
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>47,400 円</u>					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>46,600 円</u>		
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>75,500 円</u>					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>74,600 円</u>		
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>113,900 円</u>					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>112,900 円</u>		
				50,000 平方メートル以上のもの	<u>172,200 円</u>					50,000 平方メートル以上のもの	<u>171,300 円</u>		
				その他のもの	誘導仕様基準によるもの					300 平方メートル未満のもの	<u>21,100 円</u>	その他のもの	誘導仕様基準によるもの
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの						<u>35,000 円</u>	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>34,300 円</u>		
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの						<u>61,700 円</u>	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>60,600 円</u>		

					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>92,200 円</u>						5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>90,800 円</u>
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>167,500 円</u>						10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>165,100 円</u>
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>282,100 円</u>						25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>278,400 円</u>
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>493,200 円</u>						50,000 平方メートル以上のもの	<u>487,100 円</u>
				<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>31,500 円</u>					<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>41,100 円</u>
					<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>51,600 円</u>							
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>88,300 円</u>						<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>67,400 円</u>
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>128,200 円</u>							
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未</u>	<u>244,500 円</u>						<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>113,500 円</u>

[illegible]

4	省略			
備考				
1 省略				
2 第 1 号の表の備考 3 から備考 7 までの規定は、この表についても適用する。				
(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号)第 46 条の 2 に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第 55 条第 1 項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額				
項	区分			金額
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたものの	300 平方メートル未満のもの	11,300 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,400 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	31,400 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	93,300 円

4	省略			
備考				
1 省略				
2 第 1 号の表の備考 3 から備考 6 までの規定は、この表についても適用する。				
(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号)第 46 条の 2 に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第 55 条第 1 項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。))に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額				
項	区分			金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計		
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたものの	1,000 平方メートル未満のもの		19,000 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		30,700 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの		91,600 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの		144,900 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの		182,900 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの		228,600 円
		50,000 平方メートル以上のもの		319,900 円
		2	その他	モデル

[illegible]

					<u>の</u>		
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>431,300 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>505,500 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>654,000 円</u>	
				<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>265,800 円</u>	
					<u>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>332,300 円</u>	
					<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>428,200 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>609,900 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>750,600 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>886,700 円</u>	

					<u>の</u>		
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1,011,300 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>1,260,300 円</u>	
<u>2</u>	<u>一戸建ての住宅</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に関連すると認めたもの</u>				<u>5,900 円</u>	
		<u>その他のもの</u>	<u>誘導仕様の基準によるもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>22,900 円</u>		
				<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>24,500 円</u>		
			<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>32,200 円</u>		
				<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>35,300 円</u>		
			<u>その他のもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>42,300 円</u>		
				<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>46,900 円</u>		
<u>3</u>	<u>共同住宅等</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に関連すると認めたもの</u>			<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>11,300 円</u>	
					<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>23,700 円</u>	
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>52,300 円</u>	

					<u>の</u>		
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>93,300 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>149,800 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>226,300 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>343,100 円</u>	
					<u>その他 のもの</u>		
					<u>誘導仕様 基準によるもの</u>		
					<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>40,700 円</u>	
					<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>68,500 円</u>	
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>121,900 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>183,000 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>333,800 円</u>	

					<u>の</u>		
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>562,700 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>985,000 円</u>	
				<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>61,600 円</u>	
					<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>101,800 円</u>	
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>175,300 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>254,900 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>487,700 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>848,100 円</u>	
					<u>の</u>		
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>1,533,200 円</u>	
				<u>その他の</u>	<u>300 平方メートル</u>	<u>82,500 円</u>	

				<u>もの</u>	<u>未満のもの</u>		
					<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>135,800 円</u>	
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>229,400 円</u>	
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>327,600 円</u>	
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>642,400 円</u>	
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1,134,200 円</u>	
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>2,082,300 円</u>	
4	<u>複合建築物</u>				<u>住宅以外の用途に供する部分を一の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする低炭素</u>		

					<u>建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の一戸建ての住宅又は 3 の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面</u>	
--	--	--	--	--	---	--

				積の合計の 欄に掲げる 区分に応じ それぞれ右 欄に定める 金額を加算 した額
備考 第1号の表の備考3から備考7までの規定は、この表についても適用する。				
(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額				
項	区分			金額
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの	300 平方メートル未満のもの	6,400 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,400 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,400 円

備考 第1号の表の備考3、備考4及び備考6の規定は、この表についても適用する。				
(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額				
項	区分		金額	
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計		
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたものの	1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円	
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円	
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	46,400 円	
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	73,100 円	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	92,100 円	
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	114,900 円	
		50,000 平方メートル未満のもの	円	
		50,000 平方メートル以上のもの	160,600 円	

				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	47,400 円					円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	74,400 円		2	その他のもの	モデル建物法によるもの	1,000 平方メートル未満のもの 64,900 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	93,800 円					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 84,900 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	117,000 円					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 136,200 円
				50,000 平方メートル以上のもの	163,400 円					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 177,300 円
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	52,400 円					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 212,700 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	66,100 円					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの 249,200 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	86,400 円					50,000 平方メートル以上のもの 322,300 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	138,600 円				その他のもの	1,000 平方メートル未満のもの 164,000 円
										1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 211,200 円
										2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 300,600 円
										5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 369,800 円
										10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 436,800 円
										25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの 498,100 円
										50,000 平方メートル以上のもの 620,600 円

					<u>のもの</u>		
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>180,400 円</u>	
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>216,300 円</u>	
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>253,500 円</u>	
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>327,700 円</u>	
				<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>133,600 円</u>	
					<u>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>166,800 円</u>	
					<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>214,800 円</u>	
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>305,700 円</u>	
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平</u>	<u>376,000 円</u>	

					方メートル未満のもの		
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	444,100 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	506,300 円	
					50,000 平方メートル以上のもの	630,800 円	
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応当すると認めたもの				3,700 円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	12,200 円		
				200 平方メートル以上のもの	12,900 円		
			誘導基準併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	16,800 円		
				200 平方メートル以上のもの	18,400 円		
			その他のもの	200 平方メートル未満のもの	21,800 円		
				200 平方メートル以上のもの	24,200 円		
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応当す			300 平方メートル未満のもの	6,400 円	
					300 平方メートル	12,600 円	

			ると認めたもの	以上 2,000 平方メートル未満のもの		
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	26,900 円	
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	47,400 円	
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	75,500 円	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	113,900 円	
				50,000 平方メートル以上のもの	172,200 円	
				その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの			35,000 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの			61,700 円

					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	92,200 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	167,500 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	282,100 円	
					50,000 平方メートル以上のもの	493,200 円	
				誘導基準併用法によるもの	300 平方メートル未満のもの	31,500 円	
					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	51,600 円	
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	88,300 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	128,200 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未	244,500 円	

					<u>満のもの</u>		
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>424,800 円</u>	
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>767,300 円</u>	
				<u>その他</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>41,900 円</u>	
					<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>68,600 円</u>	
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>115,400 円</u>	
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>164,500 円</u>	
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>321,800 円</u>	
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>567,800 円</u>	
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>1,041,900 円</u>	

4	複合建築物		住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の一戸建ての住宅又は 3 の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額	
備考 第 1 号の表の備考 3 から備考 7 までの規定は、この表についても				備考 第 1 号の表の備考 3、備考 4 及び備考 6 の規定は、この表について

適用する。

(8) 省略

以下省略

第 3 条関係

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る事務手数料条例

(手数料の金額等)

第 2 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 2 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この条において「判定」という。)又は法第 11 条第 2 項若しくは第 12 条第 3 項の変更の判定(以下この条において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第 11 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。))に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び第 3 号において同じ。))が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定若しくは変更の判定(以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。)
次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分				金額
	判定に係	判定等	判定等	床面積の合計	

ても適用する。

(8) 省略

以下省略

第 3 条関係

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る事務手数料条例

(手数料の金額等)

第 2 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第 12 条第 1 項若しくは第 13 条第 2 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この条において「判定」という。)又は法第 12 条第 2 項若しくは第 13 条第 3 項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この条において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第 12 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。))に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び第 3 号において同じ。))が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定若しくは変更の判定(以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。)
次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	判定等	判定等	床面積の合計	

	る建築物	に係る建築物の用途	に係る建築物の評価方法				に係る建築物の用途	に係る建築物の評価方法		
1	非住宅建築物(住宅(人の居住の用のみに供する建築物(共用部分を含む。)をいう。以下この条において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。)	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	22,100 円	1	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	21,600 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	31,000 円				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	30,400 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	43,800 円				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	43,000 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	110,300 円				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	108,400 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	166,000 円				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	163,200 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	206,200 円				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	202,800 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	255,700 円				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	251,500 円
				50,000 平方メートル以上	355,500 円				50,000 平方メートル以上のもの	349,700 円
								その他のもの	300 平方メートル未満のもの	26,200 円
									300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	35,400 円
									1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	49,100 円
									2,000 平方メートル以上のもの	116,000 円

					トル以上のもの					5,000 平方メートル未満のもの		
			その他 のもの		300 平方メートル未満のもの	26,800 円				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	171,600 円	
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	36,100 円				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	211,900 円	
					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	50,000 円				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	262,100 円	
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	118,000 円				50,000 平方メートル以上のもの	362,600 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	174,500 円		2	その他 のもの	モデル 建 物 法 に よ る もの	300 平方メートル未満のもの	99,200 円
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	215,500 円					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	266,500 円					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
					50,000 平方メートル以上のもの	368,600 円					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円
			その他 のもの	モデル 建物法	300 平方メートル未満のもの	101,000 円					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	351,100 円
											10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	421,900 円
											25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	495,000 円

				による もの	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	128,500 円					50,000 平方メートル以上のもの	641,100 円	
					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	169,100 円				その他 のもの	300 平方メートル未満のもの	259,000 円	
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	273,500 円					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	357,000 円					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	428,900 円					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	503,200 円					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円	
					50,000 平方メートル以上のもの	651,600 円					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円	
				その他 のもの	300 平方メートル未満のもの	263,400 円					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円	
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	329,900 円					50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円	

					<u>のもの</u>		
					<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>425,800 円</u>	
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>607,600 円</u>	
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>748,300 円</u>	
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>884,400 円</u>	
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1,008,900 円</u>	
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>1,257,900 円</u>	
	<u>2</u>	<u>一戸建ての住宅</u>		<u>仕様基準によるもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>20,600 円</u>	
					<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>22,100 円</u>	
				<u>併用法によるもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>29,900 円</u>	
					<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>33,000 円</u>	

				<u>その他のもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>39,900 円</u>	
					<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>44,600 円</u>	
<u>3</u>	<u>共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。)</u>		<u>仕様基準によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>38,400 円</u>		
					<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>66,200 円</u>	
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>119,600 円</u>	
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>180,700 円</u>	
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>331,500 円</u>	
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>560,400 円</u>	
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>982,600 円</u>	
			<u>併用法によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>59,300 円</u>		
				<u>300 平方メートル</u>	<u>99,500 円</u>		

					ル以上 2,000 平方メートル未満のもの		
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	173,000 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	252,600 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	485,400 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	845,800 円	
					50,000 平方メートル以上のもの	1,530,900 円	
				その他 のもの	300 平方メートル未満のもの	80,200 円	
					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	133,500 円	
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	227,100 円	

					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	325,300 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	640,100 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,131,900 円	
					50,000 平方メートル以上のもの	2,080,000 円	
	4	複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。)			住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして判定等に係る建築物の用途の欄、判定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の一戸建ての住宅又は 3		

					<u>の項の共同住宅等とみなして判定等に係る建築物の用途の欄、判定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額</u>	
備考						備考
1 省略						1 省略
2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。						2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積(増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となるものに限る。))又は改築(以下この項において「増築等」という。)の判定等にあつては、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この条において「省令」という。)第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量(以下「設計一次エネルギー消費量」という。)及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第 3 号の表において同じ。)の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。
3 「共有部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省						

令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この条において「省令」という。)第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。

4 省略

5 省略

6 「仕様基準」とは、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認することをいう。

7 「併用法」とは、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することという。

8 省略

(2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第 32 条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に係る他の建築物(法第 29 条第 3 項に規定する他の建築物をいう。以下この条において同じ。)の判定等(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第 10 条第 1 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この条において同じ。)による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準に適合することの確認を受ける場合に係るものに限る。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	判定等の区分	床面積の合計	

3 省略

4 省略

5 省略

(2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第 37 条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に係る他の建築物(法第 34 条第 3 項に規定する他の建築物をいう。以下この条において同じ。)の判定等(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第 10 条第 1 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この条において同じ。)による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準に適合することの確認を受ける場合に係るものに限る。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	判定等の区分	床面積の合計	

1	判定	300 平方メートル未満のもの	<u>11,300 円</u>
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>19,400 円</u>
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>31,400 円</u>
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>93,300 円</u>
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>147,400 円</u>
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>186,100 円</u>
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>232,500 円</u>
		50,000 平方メートル以上のもの	<u>325,300 円</u>
		2	変更の判定
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>10,400 円</u>		
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>16,400 円</u>		
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>47,400 円</u>		
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>74,400 円</u>		
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>93,800 円</u>		
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>117,000 円</u>		
50,000 平方メートル以上のもの	<u>163,400 円</u>		
備考			
1 省略			
2 前号の表の備考 8 の規定は、この表についても適用する。			

1	判定	1,000 平方メートル未満のもの	<u>19,000 円</u>		
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>30,700 円</u>		
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>91,600 円</u>		
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>144,900 円</u>		
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>182,900 円</u>		
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>228,600 円</u>		
		50,000 平方メートル以上のもの	<u>319,900 円</u>		
		2	変更の判定	300 平方メートル未満のもの	<u>6,100 円</u>
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>10,100 円</u>
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>16,000 円</u>				
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>46,400 円</u>				
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>73,100 円</u>				
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>92,100 円</u>				
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>114,900 円</u>				
50,000 平方メートル以上のもの	<u>160,600 円</u>				
備考					
1 省略					
2 前号の表の備考 5 の規定は、この表についても適用する。					

(3) 変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)を受けようとする者(前号に掲げる者を除く。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 13 条に規定する書面の交付を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分				金額
	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	11,800 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	16,200 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,600 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	55,900 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	82,200 円

(3) 変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)を受けようとする者(前号に掲げる者を除く。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 11 条に規定する書面の交付を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	1,000 平方メートル未満のもの	15,800 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,100 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	54,800 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	82,200 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	102,000 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	126,400 円

					<u>トル未満のもの</u>						<u>平方メートル未満のもの</u>		
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>83,700 円</u>					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>175,400 円</u>	
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>103,800 円</u>					<u>その他のもの</u> <u>1,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>18,300 円</u>	
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>128,600 円</u>					<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>25,100 円</u>	
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>178,400 円</u>					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>58,700 円</u>	
					<u>その他のもの</u> <u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>14,100 円</u>					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>86,400 円</u>	
					<u>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>18,700 円</u>					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>106,600 円</u>	
					<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>25,700 円</u>					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>131,700 円</u>	
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>59,700 円</u>					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>181,900 円</u>	
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>88,000 円</u>					<u>モデル建物法によるもの</u> <u>1,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>63,700 円</u>	
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>108,500 円</u>					<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>83,700 円</u>	
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>134,000 円</u>					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>135,100 円</u>	
											<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>176,200 円</u>	
											<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>211,600 円</u>	
											<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>248,100 円</u>	
											<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>321,100 円</u>	
											<u>その他のもの</u> <u>1,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>162,900 円</u>	
											<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>210,000 円</u>	
											<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>299,500 円</u>	

					以上 2,000 平方メートル未満のもの		
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	304,500 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	374,900 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	442,900 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	505,200 円	
					50,000 平方メートル以上のもの	629,700 円	
	2	一戸建ての住宅		仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	11,000 円	
					200 平方メートル以上のもの	11,800 円	
				併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	15,700 円	
					200 平方メートル以上のもの	17,200 円	
				その他のもの	200 平方メートル未満のもの	20,700 円	
					200 平方メートル以上のもの	23,000 円	
	3	共同住宅等		仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	19,900 円	
					300 平方メートル以上のもの	33,800 円	

					上 2,000 平方メートル未満のもの		
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	60,500 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	91,100 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	166,400 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	280,900 円	
					50,000 平方メートル以上のもの	492,000 円	
				併用法によるもの	300 平方メートル未満のもの	30,400 円	
					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	50,500 円	
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	87,200 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	127,000 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	243,300 円	
					25,000 平方メートル	423,600 円	

				<u>以上 50,000 平方メートル未満のもの</u> <u>50,000 平方メートル以上のもの</u> <u>その他</u> <u>のもの</u>	
				<u>300 平方メートル未満のもの</u> <u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u> <u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u> <u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u> <u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u> <u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u> <u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	 <u>40,800 円</u> <u>67,500 円</u> <u>114,300 円</u> <u>163,400 円</u> <u>320,700 円</u> <u>566,600 円</u> <u>1,040,700 円</u>
4	複合建築物				住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建

					<u>建築物の用途の欄、変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の欄及び変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の一戸建ての住宅又は 3 の項の共同住宅等とみなして変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途の欄、変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価</u>	
--	--	--	--	--	--	--

				方法の欄及び変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
備考 第 1 号の表の備考 1 及び備考 4 から備考 8 までの規定は、この表についても適用する。				
(4) 法第 29 条第 1 項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項(以下この条において「他の建築物に係る事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)又は法第 31 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第 11 号までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第 29 条第 1 項の認定若しくは法第 31 条第 1 項の変更の認定(以下「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないときに係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額				
項	区分			金額

				備考 第 1 号の表の備考 1 及び備考 3 から備考 5 までの規定は、この表についても適用する。
(4) 法第 34 条第 1 項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法第 34 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項(以下この条において「他の建築物に係る事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)又は法第 36 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第 11 号までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第 34 条第 1 項の認定若しくは法第 36 条第 1 項の変更の認定(以下「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないときに係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額				
項	区分			金額

	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計			認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>11,300 円</u>	1	非住宅建築物（住宅（人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）以下この条において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>11,000 円</u>
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>19,400 円</u>				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>19,000 円</u>
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>31,400 円</u>				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>30,700 円</u>
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>93,300 円</u>				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>91,600 円</u>
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>147,400 円</u>				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>144,900 円</u>
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>186,100 円</u>				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>182,900 円</u>
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>232,500 円</u>				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>228,600 円</u>
			50,000 平方メートル以上のもの	<u>325,300 円</u>				50,000 平方メートル以上のもの	<u>319,900 円</u>
	その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	<u>101,000 円</u>			その他のもの	300 平方メートル未満のもの	<u>99,200 円</u>
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>128,500 円</u>				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>126,300 円</u>

					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>169,100 円</u>			<u>じ。)</u>				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>166,200 円</u>	
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>273,500 円</u>							2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>269,000 円</u>	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>357,000 円</u>							5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>351,100 円</u>	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>428,900 円</u>							10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>421,900 円</u>	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>503,200 円</u>							25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>495,000 円</u>	
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>651,600 円</u>							50,000 平方メートル以上のもの	<u>641,100 円</u>	
				その他のもの	300 平方メートル未満のもの	<u>263,400 円</u>						その他のもの	300 平方メートル未満のもの	<u>259,000 円</u>	
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>329,900 円</u>							300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>324,500 円</u>	
					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>425,800 円</u>							1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>418,900 円</u>	
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>607,600 円</u>							2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>597,700 円</u>	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>748,300 円</u>							5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>736,200 円</u>	

				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>884,400 円</u>					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>870,100 円</u>
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>1,008,900 円</u>					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>992,600 円</u>
				50,000 平方メートル以上のもの	<u>1,257,900 円</u>					50,000 平方メートル以上のもの	<u>1,237,700 円</u>
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	5,900 円				2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	5,600 円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>20,600 円</u>			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>20,100 円</u>
			200 平方メートル以上のもの	<u>22,100 円</u>					200 平方メートル以上のもの	<u>21,600 円</u>	
			誘導基準併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>29,900 円</u>				200 平方メートル未満のもの	<u>39,100 円</u>	
			200 平方メートル以上のもの	<u>33,000 円</u>							
			その他のもの	200 平方メートル未満のもの	<u>39,900 円</u>				200 平方メートル以上のもの	<u>43,700 円</u>	
			200 平方メートル以上のもの	<u>44,600 円</u>							
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>11,300 円</u>		3	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>11,000 円</u>	
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>23,700 円</u>					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>23,200 円</u>	
			2,000 平方メートル以上のもの	<u>52,300 円</u>					2,000 平方メートル以上のもの	<u>51,400 円</u>	

					上 5,000 平方メートル未満のもの				一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）			上 5,000 平方メートル未満のもの	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>93,300 円</u>						5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>91,800 円</u>
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>149,800 円</u>						10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>147,700 円</u>
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>226,300 円</u>						25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>223,500 円</u>
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>343,100 円</u>						50,000 平方メートル以上のもの	<u>339,400 円</u>
					その他のもの							その他のもの	
			誘導仕様基準によるもの		300 平方メートル未満のもの	<u>38,400 円</u>					誘導仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	<u>37,600 円</u>
					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>66,200 円</u>						300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>65,000 円</u>
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>119,600 円</u>						2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>117,600 円</u>
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>180,700 円</u>						5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>177,800 円</u>
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>331,500 円</u>						10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>326,500 円</u>
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>560,400 円</u>						25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>552,300 円</u>
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>982,600 円</u>						50,000 平方メートル以上のもの	<u>968,800 円</u>

					上のもの							上のもの		
				誘導基 準併用 法によ るもの	300 平方メートル未満 のもの	59,300 円				その他の のもの	300 平方メートル未満 のもの	78,700 円		
					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	99,500 円					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	131,200 円		
					2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	173,000 円					2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	223,400 円		
					5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル 未満のもの	252,600 円					5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル 未満のもの	320,100 円		
					10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	485,400 円					10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	630,100 円		
					25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	845,800 円					25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	1,114,700 円		
					50,000 平方メートル以 上のもの	1,530,900 円								
				その他 のもの	300 平方メートル未満 のもの	80,200 円								
					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	133,500 円								
					2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	227,100 円								
					5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル 未満のもの	325,300 円								

				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	640,100 円					未満のもの	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,131,900 円					50,000 平方メートル以上のもの	2,048,600 円
				50,000 平方メートル以上のもの	2,080,000 円						
4	複合建築物			省略							

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第 31 条第 1 項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

4	複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。)			省略							

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の誘導設計一次エネルギー消費量(省令第 10 条第 1 号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)に共用部分(省令第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)の誘導設計一次エネルギー消費量を含まない場合又は省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認する場合(以下この号及び第 9 号において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。))については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積(以下「住宅共用部分の床面積」という。)を除いた床面積)の合計をいう。ただし、法第 36 条第 1 項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る建築

2 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 省略 (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関</u>(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。) (3) 複合建築物に係る認定等の場合 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u> 3・4 省略 5 「誘導基準併用法」とは、<u>省令第 10 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することという。</u> 6 第 1 号の表の<u>備考 8</u>の規定は、この表についても適用する。 (5) <u>法第 29 条第 1 項</u>の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)又は<u>法第 31 条第 1 項</u>の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)をしようとする者 当該認定等に係る 1 の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア <u>法第 29 条第 1 項</u>の規定による認定の申請の場合又は<u>法第 31 条第 1 項</u>の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る 1 の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該 1 の建築物の評	<u>物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> 2 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 省略 (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 <u>登録住宅性能評価機関</u>(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この号において同じ。) (3) 複合建築物に係る認定等の場合 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの</u> 3・4 省略 5 第 1 号の表の<u>備考 5</u>の規定は、この表についても適用する。 (5) <u>法第 34 条第 1 項</u>の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)又は<u>法第 36 条第 1 項</u>の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)をしようとする者 当該認定等に係る 1 の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア <u>法第 34 条第 1 項</u>の規定による認定の申請の場合又は<u>法第 36 条第 1 項</u>の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る 1 の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該 1 の建築物の評
--	---

価方法と同一でない場合、認定等に係る 1 の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものに限る。)の場合 前号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

イ 法第 31 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る 1 の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該 1 の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る 1 の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合及び変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものを除く。)の場合 第 9 号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

(6) 法第 30 条第 2 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 法第 30 条第 2 項の規定による申出又は法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第 4 号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	床面積の合計	

価方法と同一でない場合、認定等に係る 1 の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものに限る。)の場合 前号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

イ 法第 36 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る 1 の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該 1 の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る 1 の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合及び変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものを除く。)の場合 第 9 号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

(6) 法第 35 条第 2 項(法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 法第 35 条第 2 項の規定による申出又は法第 36 条第 2 項において準用する法第 35 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第 4 号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	床面積の合計	確認の申請書

1	100 平方メートル以下のもの	38,000 円
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	50,000 円
3	200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のもの	72,000 円
4	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	97,000 円
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	130,000 円
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	307,000 円
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	524,000 円
8	50,000 平方メートルを超えるもの	814,000 円

備考

- 1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積(建築基準法(昭和 25 年法律第 201

1	100 平方メートル以下のもの	磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下この条において「磁気ディスク等」という。)	31,000 円
		書類又は図書のみ	33,000 円
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	42,000 円
		書類又は図書のみ	44,000 円
3	200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	58,000 円
		書類又は図書のみ	60,000 円
4	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	85,000 円
		書類又は図書のみ	87,000 円
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	114,000 円
		書類又は図書のみ	116,000 円
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	273,000 円
		書類又は図書のみ	275,000 円
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	468,000 円
		書類又は図書のみ	470,000 円
8	50,000 平方メートルを超えるもの	磁気ディスク等	728,000 円
		書類又は図書のみ	730,000 円

備考

- 1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積(建築基準法(昭和 25 年法律第 201

号)第 86 条の 8 第 1 項の規定による認定(同条第 3 項の認定を含む。)に係る建築物(同法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。)にあっては、当該各号に定める面積に 0.5 を乗じて得た面積)をいう。

(1) 省略

(2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積

(3) 大規模の修繕(建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。以下この号において同じ。)又は大規模の模様替(同法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。以下この号において同じ。)をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「大規模の修繕等」という。)に係る部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積に、当該大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積

号)第 86 条の 8 第 1 項の規定による認定(同条第 3 項の認定を含む。)に係る建築物(同法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。)にあっては、当該各号に定める面積に 0.5 を乗じて得た面積)をいう。

(1) 省略

(2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積の合計とする。

ア 既存の建築物について、平成 12 年 6 月 1 日以後に、建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付(以下この条において「確認済証の交付」という。)があった場合

イ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。)のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積の合計が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計の 20 分の 1 以下であり、かつ、50 平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合(アに掲げる場合を除く。)

(3) 大規模の修繕(建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。以下この号において同じ。)又は大規模の模様替(同法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。以下この号において同じ。)をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「大規模の修繕等」という。)に係る部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積に、当該大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成 12 年 6 月 1 日以後に確認済証

(4) 建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付(以下この条において「確認済証の交付」という。)があった建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合 当該計画を変更する部分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)別表附表 1 の備考 1 第 4 号の別に規則で定めるところにより算定したものに限る。)の合計に 0.5 を乗じて得た面積

2 第 1 号の表の備考 8の規定は、この表についても適用する。

(イ) 法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 第 9 号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

イ 省略

(7) 法第 30 条第 2 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定をいう。以下この号において同じ。))に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするときに同法第 18 条の 2 第 1 項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限

の交付があった場合は、当該大規模の修繕等に係る部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積とする。

(4) 確認済証の交付があった建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合 当該計画を変更する部分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)別表附表 1 の備考 1 第 4 号の別に規則で定めるところにより算定したものに限る。)の合計に 0.5 を乗じて得た面積

2 「確認の申請書」とは、建築基準法第 6 条第 1 項の確認の申請書をいう。

3 第 1 号の表の備考 5の規定は、この表についても適用する。

(イ) 法第 36 条第 2 項において準用する法第 35 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 第 9 号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

イ 省略

(7) 法第 35 条第 2 項(法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定をいう。以下この号において同じ。))に準じた審査が必要なものに限る。)(当該申出をするときに同法第 18 条の 2 第 1 項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限

る。)をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 省略

(ア) 法第 30 条第 2 項の規定による申出又は法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第 4 号及び前号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる 1 の建築物ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に 3,300 円を加えた金額

表 省略

備考

1～3 省略

4 第 1 号の表の備考 8の規定は、この表についても適用する。

(イ) 法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 前号及び第 9 号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる 1 の建築物ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に 3,300 円を加えた金額

イ 省略

(8) 法第 30 条第 2 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分

る。)をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 省略

(ア) 法第 35 条第 2 項の規定による申出又は法第 36 条第 2 項において準用する法第 35 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第 4 号及び前号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる 1 の建築物ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に 3,300 円を加えた金額

表 省略

備考

1～3 省略

4 第 1 号の表の備考 5の規定は、この表についても適用する。

(イ) 法第 36 条第 2 項において準用する法第 35 条第 2 項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 前号及び第 9 号の金額のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる 1 の建築物ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に 3,300 円を加えた金額

イ 省略

(8) 法第 35 条第 2 項(法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分

を含むものに限る。)をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 法第30条第2項の規定による申出又は法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第4号及び前2号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	申出に係る昇降機の内容	
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(2の項に規定する場合を除く。)	24,000 円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000 円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に規定する場合を除く。)	13,000 円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000 円

備考

1・2 省略

を含むものに限る。)をしようとする者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 法第35条第2項の規定による申出又は法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする場合 第4号及び前2号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	申出に係る昇降機の内容	確認の申請書	
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(2の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等	19,000 円
		書類又は図書の み	21,000 円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	11,000 円
		書類又は図書の み	13,000 円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等	9,000 円
		書類又は図書の み	11,000 円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等	7,000 円
		書類又は図書の み	9,000 円

備考

1・2 省略

(イ) 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 前2号及び第9号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

イ 省略

(9) 法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であつて、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているときに係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>6,400 円</u>
			300 平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの	<u>10,400 円</u>
			1,000 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	<u>16,400 円</u>
			2,000 平方メートル以上	<u>47,400 円</u>

3 第6号の表の備考2の規定は、この表についても適用する。

(イ) 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする場合 前2号及び第9号の金額のほか、(ア)の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

イ 省略

(9) 法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であつて、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているときに係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>6,100 円</u>
			300 平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの	<u>10,100 円</u>
			1,000 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	<u>16,000 円</u>
			2,000 平方メートル以上	<u>46,400 円</u>

					5,000 平方メートル未満のもの							5,000 平方メートル未満のもの	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>74,400 円</u>						5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>73,100 円</u>
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>93,800 円</u>						10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>92,100 円</u>
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>117,000 円</u>						25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>114,900 円</u>
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>163,400 円</u>						50,000 平方メートル以上のもの	<u>160,600 円</u>
			そ の 他 の もの	モデル 建物法 による もの	300 平方メートル未満のもの	<u>51,200 円</u>						300 平方メートル未満のもの	<u>50,200 円</u>
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>64,900 円</u>						300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>63,700 円</u>
					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>85,300 円</u>						1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>83,700 円</u>
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>137,500 円</u>						2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>135,100 円</u>
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>179,200 円</u>						5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>176,200 円</u>
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>215,200 円</u>						10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>211,600 円</u>
					25,000 平方メートル以上のもの	<u>252,300 円</u>						25,000 平方メートル以上のもの	<u>248,100 円</u>

				その他のもの	50,000 平方メートル未満のもの					その他のもの	50,000 平方メートル未満のもの							
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>326,500 円</u>					50,000 平方メートル以上のもの	<u>321,100 円</u>						
					300 平方メートル未満のもの	<u>132,400 円</u>					300 平方メートル未満のもの	<u>130,100 円</u>						
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>165,700 円</u>					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>162,900 円</u>						
					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>213,600 円</u>					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>210,000 円</u>						
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>304,500 円</u>					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>299,500 円</u>						
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>374,900 円</u>					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>368,700 円</u>						
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>442,900 円</u>					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>435,700 円</u>						
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>505,200 円</u>					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>496,900 円</u>						
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>629,700 円</u>					50,000 平方メートル以上のもの	<u>619,500 円</u>						
					<u>3,700 円</u>						<u>3,400 円</u>							
					2	一戸建ての住宅					登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの				2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	

			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>11,000 円</u>				その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>10,700 円</u>	
					200 平方メートル以上のもの	<u>11,800 円</u>						200 平方メートル以上のもの	<u>11,400 円</u>	
				誘導基準併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>15,700 円</u>					その他のもの	200 平方メートル未満のもの	<u>20,200 円</u>	
					200 平方メートル以上のもの	<u>17,200 円</u>								
				その他のもの	200 平方メートル未満のもの	<u>20,700 円</u>							200 平方メートル以上のもの	<u>22,500 円</u>
					200 平方メートル以上のもの	<u>23,000 円</u>								
	3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>6,400 円</u>	3		共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>6,100 円</u>			
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>12,600 円</u>						300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>12,200 円</u>		
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>26,900 円</u>						2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>26,300 円</u>		
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>47,400 円</u>						5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>46,600 円</u>		
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>75,500 円</u>						10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>74,600 円</u>		
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>113,900 円</u>						25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>112,900 円</u>		
				50,000 平方メートル以上のもの	<u>172,200 円</u>						50,000 平方メートル以上のもの	<u>171,300 円</u>		

そ の 他 の も の	誘導仕 様基準 による もの	300 平方メートル未満の もの	<u>19,900 円</u>	そ の 他 の も の	誘導仕 様基準 による もの	300 平方メートル未満の もの	<u>19,400 円</u>
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	<u>33,800 円</u>			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	<u>33,100 円</u>
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	<u>60,500 円</u>			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	<u>59,400 円</u>
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のもの	<u>91,100 円</u>			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のもの	<u>89,600 円</u>
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 のもの	<u>166,400 円</u>			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 のもの	<u>164,000 円</u>
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満 のもの	<u>280,900 円</u>			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満 のもの	<u>277,300 円</u>
		50,000 平方メートル以上 のもの	<u>492,000 円</u>			50,000 平方メートル以上 のもの	<u>486,000 円</u>
	誘導基 準併用 法によ るもの	300 平方メートル未満の もの	<u>30,400 円</u>		その他 のもの	300 平方メートル未満の もの	<u>40,000 円</u>
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	<u>50,500 円</u>			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	<u>66,200 円</u>
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	<u>87,200 円</u>			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	<u>112,300 円</u>
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のもの	<u>127,000 円</u>				
		10,000 平方メートル以上	<u>243,300 円</u>				

				25,000 平方メートル未満 のもの							のもの	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満 のもの	423,600 円						5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のもの	160,800 円
				50,000 平方メートル以上 のもの	766,200 円							
			その他 のもの	300 平方メートル未満の もの	40,800 円							
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	67,500 円							
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	114,300 円							
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のもの	163,400 円							
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 のもの	320,700 円							
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満 のもの	566,600 円							
				50,000 平方メートル以上 のもの	1,040,700 円							
4 省略												
備考												
1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。												

4 省略												
備考												
1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の												

2 第1号の表の備考8並びに第4号の表の備考2から備考5までの規定は、この表についても適用する。

- (10) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第31条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る1の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円

床面積を除いた床面積)の合計をいう。

2 第1号の表の備考5並びに第4号の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。

- (10) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る1の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの	1,000平方メートル未満のもの	19,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
		50,000平方メートル以上のもの	319,900円
2	その他の建築法	1,000平方メートル未満のもの	126,300円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円

[illegible]

				その他 のもの	300 平方メートル未 満のもの	263,400 円					
					300 平方メートル以 上 1,000 平方メー トル未満のもの	329,900 円					
					1,000 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	425,800 円					
					2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの	607,600 円					
					5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メ ートル未満のもの	748,300 円					
					10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メ ートル未満のもの	884,400 円					
					25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メ ートル未満のもの	1,008,900 円					
					50,000 平方メートル 以上のもの	1,257,900 円					
				2	一戸建 ての住 宅	登録住宅性能 評価機関等が 軽微な変更 に該当すると認 めたもの				5,900 円	
						そ の 他 の もの		誘導仕 様基準 による もの	200 平方メートル未 満のもの	20,600 円	
	200 平方メートル以 上のもの	22,100 円									

			誘導基準併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	29,900 円	
			その他のもの	200 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	33,000 円	
				200 平方メートル未満のもの	39,900 円	
				200 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	44,600 円	
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの		300 平方メートル未満のもの	11,300 円	
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	23,700 円	
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	52,300 円	
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	93,300 円	
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	149,800 円	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	226,300 円	
				50,000 平方メートル以上のもの	343,100 円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	38,400 円	
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	66,200 円	

					<u>ル未満のもの</u>		
					<u>2,000 平方メートル</u>	<u>119,600 円</u>	
					<u>以上 5,000 平方メー</u>		
					<u>トル未満のもの</u>		
					<u>5,000 平方メートル</u>	<u>180,700 円</u>	
					<u>以上 10,000 平方メ</u>		
					<u>ートル未満のもの</u>		
					<u>10,000 平方メートル</u>	<u>331,500 円</u>	
					<u>以上 25,000 平方メ</u>		
					<u>ートル未満のもの</u>		
					<u>25,000 平方メートル</u>	<u>560,400 円</u>	
					<u>以上 50,000 平方メ</u>		
					<u>ートル未満のもの</u>		
					<u>50,000 平方メートル</u>	<u>982,600 円</u>	
					<u>以上のもの</u>		
				<u>誘導基</u>	<u>300 平方メートル未</u>	<u>59,300 円</u>	
				<u>準併用</u>	<u>満のもの</u>		
				<u>法によ</u>	<u>300 平方メートル以</u>	<u>99,500 円</u>	
				<u>るもの</u>	<u>上 2,000 平方メー</u>		
					<u>トル未満のもの</u>		
					<u>2,000 平方メートル</u>	<u>173,000 円</u>	
					<u>以上 5,000 平方メー</u>		
					<u>トル未満のもの</u>		
					<u>5,000 平方メートル</u>	<u>252,600 円</u>	
					<u>以上 10,000 平方メ</u>		
					<u>ートル未満のもの</u>		
					<u>10,000 平方メートル</u>	<u>485,400 円</u>	
					<u>以上 25,000 平方メ</u>		
					<u>ートル未満のもの</u>		
					<u>25,000 平方メートル</u>	<u>845,800 円</u>	
					<u>以上 50,000 平方メ</u>		

					<u>一トール未満のもの</u>		
					<u>50,000 平方メートル以上</u> <u>のもの</u>	<u>1,530,900 円</u>	
					<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>80,200 円</u>	
					<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>133,500 円</u>	
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>227,100 円</u>	
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>325,300 円</u>	
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>640,100 円</u>	
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1,131,900 円</u>	
					<u>50,000 平方メートル以上</u> <u>のもの</u>	<u>2,080,000 円</u>	
4	複合建築物				住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の		

[illegible]

一消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る 1 の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と認めたもの	300 平方メートル未満のもの	6,400 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,400 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,400 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	47,400 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	74,400 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	93,800 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	117,000 円

一消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする者 当該書面の交付の申請に係る 1 の建築物ごとに、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計		
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と認めたもの	1,000 平方メートル未満のもの		10,100 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		16,000 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの		46,400 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの		73,100 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの		92,100 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの		114,900 円
		50,000 平方メートル以上のもの		160,600 円
2	その他のもの	モデル建築法によるもの	1,000 平方メートル未満のもの	63,700 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	83,700 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	135,100 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	176,200 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	211,600 円

				50,000 平方メートル以上のもの	163,400 円					方メートル未満のもの	
			その 他 の もの	モデル 建築法 による もの	300 平方メートル未満のもの	51,200 円				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	248,100 円
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	64,900 円				50,000 平方メートル以上のもの	321,100 円
					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	85,300 円			その 他 の もの	1,000 平方メートル未満のもの	162,900 円
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	137,500 円				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	210,000 円
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	179,200 円				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	299,500 円
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	215,200 円				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	368,700 円
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	252,300 円				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	435,700 円
					50,000 平方メートル以上のもの	326,500 円				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	496,900 円
			その他 のもの		300 平方メートル未満のもの	132,400 円				50,000 平方メートル以上のもの	619,500 円
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	165,700 円					
					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	213,600 円					

					トル未満のもの		
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	304,500 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	374,900 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	442,900 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	505,200 円	
					50,000 平方メートル以上のもの	629,700 円	
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの				3,700 円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	11,000 円		
				200 平方メートル以上のもの	11,800 円		
			誘導基準併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	15,700 円		
				200 平方メートル以上のもの	17,200 円		
			その他のもの	200 平方メートル未満のもの	20,700 円		
				200 平方メートル以上のもの	23,000 円		

					上のもの		
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの			300 平方メートル未満のもの	6,400 円	
					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	12,600 円	
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	26,900 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	47,400 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	75,500 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	113,900 円	
					50,000 平方メートル以上のもの	172,200 円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの		300 平方メートル未満のもの	19,900 円	
					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	33,800 円	
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	60,500 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	91,100 円	

					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	166,400 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	280,900 円	
					50,000 平方メートル以上のもの	492,000 円	
				誘導基準併用法によるもの	300 平方メートル未満のもの	30,400 円	
					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	50,500 円	
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	87,200 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	127,000 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	243,300 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	423,600 円	
					50,000 平方メートル以上のもの	766,200 円	
					300 平方メートル未満のもの	40,800 円	
				その他のもの	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	67,500 円	
					2,000 平方メートル以上のもの		

					<u>ル未満のもの</u>		
					<u>2,000 平方メートル</u>	<u>114,300 円</u>	
					<u>以上 5,000 平方メー</u>		
					<u>トル未満のもの</u>		
					<u>5,000 平方メートル</u>	<u>163,400 円</u>	
					<u>以上 10,000 平方メ</u>		
					<u>ートル未満のもの</u>		
					<u>10,000 平方メートル</u>	<u>320,700 円</u>	
					<u>以上 25,000 平方メ</u>		
					<u>ートル未満のもの</u>		
					<u>25,000 平方メートル</u>	<u>566,600 円</u>	
					<u>以上 50,000 平方メ</u>		
					<u>ートル未満のもの</u>		
					<u>50,000 平方メートル</u>	<u>1,040,700 円</u>	
					<u>以上のもの</u>		
	<u>4</u>	<u>複合建</u>					
		<u>築物</u>					
					<u>住宅以外の用途</u>		
					<u>に供する部分を 1</u>		
					<u>の項の非住宅建</u>		
					<u>築物とみなして</u>		
					<u>書面の交付を受</u>		
					<u>けようとする建</u>		
					<u>築物エネルギー</u>		
					<u>消費性能向上計</u>		
					<u>画の評価方法の</u>		
					<u>欄及び書面の交</u>		
					<u>付を受けようと</u>		
					<u>する建築物の床</u>		
					<u>面積の合計の欄</u>		
					<u>に掲げる区分に</u>		
					<u>応じそれぞれ右</u>		
					<u>欄に定める金額</u>		

				<u>に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の一戸建ての住宅又は 3 の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額</u>														
備考 第 1 号の表の備考 8 並びに第 4 号の表の備考 2 から備考 5 までの規定は、この表についても適用する。					備考 第 1 号の表の備考 5 並びに第 4 号の表の備考 2 及び備考 3 の規定は、この表についても適用する。 (12) 法第 41 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額 <table><tr><th rowspan="2">項</th><th colspan="3">区分</th><th rowspan="2">金額</th></tr><tr><th><u>認定の申請をしようとする建築物</u></th><th><u>認定に係る評価方法</u></th><th><u>床面積の合計</u></th></tr><tr><td>1</td><td>非住宅建築物</td><td>登録住宅性能評価機関等が</td><td>300 平方メートル未満のもの</td><td>11,000 円</td></tr></table>	項	区分			金額	<u>認定の申請をしようとする建築物</u>	<u>認定に係る評価方法</u>	<u>床面積の合計</u>	1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が	300 平方メートル未満のもの	11,000 円
項	区分			金額														
	<u>認定の申請をしようとする建築物</u>	<u>認定に係る評価方法</u>	<u>床面積の合計</u>															
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が	300 平方メートル未満のもの	11,000 円														

						消費性能基準に適合すると認められたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円		
							1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円		
							2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円		
							5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	144,900 円		
							10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	182,900 円		
							25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	228,600 円		
							50,000 平方メートル以上のもの	319,900 円		
							その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	99,200 円
									300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円
									1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
									2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円

						5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	351,100 円	
						10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	421,900 円	
						25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	495,000 円	
						50,000 平方メートル以上のもの	641,100 円	
					その他 のもの	300 平方メートル未満のもの	259,000 円	
						300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円	
						1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円	
						2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円	
						5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円	
						10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円	
						25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円	

					50,000 平方メートル 以上のもの	1,237,700 円
	2	一戸建 ての住 宅	登録住宅性能 評価機関等が 消費性能基準 に適合すると 認めたもの又は建設住宅性 能評価書によ り消費性能基 準に適合する ことが確認で きるもの			5,600 円
			そ の 他 の もの	仕様基 準等に よるも の	200 平方メートル未 満のもの	20,100 円
					200 平方メートル以 上のもの	21,600 円
			その他 のもの		200 平方メートル未 満のもの	39,100 円
					200 平方メートル以 上のもの	43,700 円
	3	共同住 宅等	登録住宅性能 評価機関等が 消費性能基準 に適合すると 認めたもの又は建設住宅性 能評価書によ り消費性能基 準に適合する ことが確認で		300 平方メートル未 満のもの	11,000 円
					300 平方メートル以 上 2,000 平方メー トル未満のもの	23,100 円
					2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの	51,300 円
					5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メ	91,600 円

				<u>きるもの</u>	<u>一ト未満のもの</u>	
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>147,200 円</u>
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>222,500 円</u>
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>337,400 円</u>
				<u>その 他 の もの</u>	<u>仕様基準等によるもの</u>	
					<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>37,600 円</u>
					<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>65,000 円</u>
					<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>117,500 円</u>
					<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>177,600 円</u>
					<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>326,000 円</u>
					<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>551,300 円</u>
					<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>966,800 円</u>
				<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>78,700 円</u>
					<u>300 平方メートル以</u>	<u>131,200 円</u>

						<u>上 2,000 平方メートル未満のもの</u>		
						<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>223,300 円</u>	
						<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>319,900 円</u>	
						<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>629,700 円</u>	
						<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1,113,700 円</u>	
						<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>2,046,600 円</u>	
						<u>4</u>	<u>複合建築物</u>	<u>住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして認定に係る評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の一戸建ての住</u>

			宅又は 3 の項の 共同住宅等とみ なして認定に係 る評価方法の欄 及び認定の申請 に係る部分の床 面積の合計の欄 に掲げる区分に 応じそれぞれ右 欄に定める金額 を加算した額
		備考	1 「床面積の合計」とは、認定の申請に係る建築物の部分の床面積 (共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の 用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を含まない場合又は 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び 一次エネルギー消費量に関する基準(平成 28 年国土交通省告示第 266 号)に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合す ることを確認する場合については、当該認定に係る建築物の部分の 床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積) の合計をいう。 2 第 1 号の表の備考 4 及び備考 5 並びに第 4 号の表の備考 2 の規定 は、この表についても適用する。 3 「認定に係る評価方法」とは、認定の申請をしようとする建築物 が消費性能基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。 4 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 法第 12 条第 6 項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 22 項若しくは第 26 項に規定する検査済証(以下この条において「検査済証」とい う。) (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

(12) <u>法第 30 条第 1 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)</u> <u>の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者</u> 1 通につ き 2,000 円 以下省略	<u>第 25 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画 の認定の通知に係る書面及び検査済証</u> (3) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 43 条第 1 項の 規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び 検査済証</u> 5 「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する <u>法律第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書をいう。</u> 6 「仕様基準等」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する全て <u>の部分が適合することを確認することをいう。</u> (1) <u>住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基 準及び一次エネルギー消費量に関する基準</u> (2) <u>省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準</u> (13) <u>法第 35 条第 1 項(法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。)</u> <u>又は法第 41 条第 2 項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けよ うとする者</u> 1 通につき 2,000 円 以下省略
--	--